

個別制度の課題について

平成19年2月26日
厚生労働省年金局

目次	1
----	---

1 確定拠出年金について

(1) 加入要件	2
(2) 企業型	
拠出限度額について	7
企業型における個人拠出(いわゆるマッチング拠出)	10
投資教育について	20
運用商品の除外について	26
中途脱退について	29
(3) 個人型	
拠出限度額について	30
自動移換について	33

2 確定給付企業年金等について

(1) 確定給付企業年金の老齢給付金の支給要件について	36
(2) 選択一時金の上限額について	37
(3) キャッシュバランスプランについて	41
(4) 厚生年金基金から権利義務を承継した確定給付企業年金における 一時金の取扱いについて	43
(5) 厚生年金基金及び確定給付企業年金における審査の効率化について	44

1. 確定拠出年金について

(1) 加入要件

< 第3号被保険者 >

現行、第3号被保険者は個人型の加入対象とされていないが、制度創設時には、

- ・ 第3号被保険者は税制優遇措置(所得控除)の対象となる所得がなく、確定拠出年金への加入のメリットがないこと
- ・ 公的年金制度において、第3号被保険者について総合的な検討が行われていること

から、公的年金における検討結果を踏まえ、確定拠出年金における取扱いを検討することとされた。

このような経緯を踏まえ、第3号被保険者について、確定拠出年金の対象とすることについてどのように考えるか。

また、仮に第3号被保険者を加入対象とする場合、企業型(他の企業年金なし)の拠出限度額は、厚生年金基金の望ましい水準を勘案して設定されており、その算出においては、夫婦の基礎年金額を前提としているが、企業型の拠出限度額の在り方について、どのように考えるか。